

随 意 契 約 結 果 書

| | | | |
|-----------------------------------|--|-----|-----|
| 契 約 年 月 日 | 平成 2 3 年 1 2 月 8 日 | | |
| 契 約 業 者 名 | 日本電気 (株) | | |
| 契 約 業 者 の 住 所 | 大阪府中央区城見一丁目 4 番 2 4 号 | | |
| 工 事 の 名 称 | 生口島北 I C E T C 車線表示板事故復旧工事 | | |
| 工 事 場 所 | 広島県尾道市因島洲江町 (生口島北 I C) | | |
| 工 事 種 別 | 交通情報設備工事 | | |
| 工 事 概 要 | 項 目 | 数 量 | 備 考 |
| | 機器製作工 | 1 面 | |
| | 据付調整工 | 1 面 | |
| | 撤 去 工 | 1 面 | |
| | 諸 経 費 | 1 式 | |
| 工 期 (自) | 平成 2 3 年 1 2 月 9 日 | | |
| 工 期 (至) | 平成 2 4 年 3 月 2 3 日 | | |
| 契 約 金 額 | 5, 1 4 5, 0 0 0 円 (税込み) | | |
| 予 定 価 格 (消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 抜 き) | 4, 9 6 2, 0 0 0 円 | | |
| 随 意 契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由 | <p>本工事は、生口島北 I C に設置された E T C 車線表示板の事故損傷に伴う復旧工事を行うものである。</p> <p>E T C 車線表示板は、E T C 車線により通行する車両に対し、車線の運用状況の案内を他の E T C 機器からの情報により自動的に表示板及び信号灯で提供する装置であり、E T C 車線を安全に通行する為に重要な設備である。</p> <p>施工にあたっては、E T C 車線表示板の復旧のみならず、他の E T C 機器との連携を総合的に確認する総合調整が必要不可欠となる。また、E T C 車線表示板には路側無線装置が取り付けられており、施工上一時撤去及び再設置が必要であることから電波法に基づく電波環境の再調整が必要となるなど、E T C システム全体に関連した確実な復旧施工を確保する必要がある。</p> <p>従って本工事を施行するためには</p> | | |

| | |
|--|---|
| | <p>① E T C車線表示板はもとより生口島北 I C の E T C 設備の構成、構造、機能について熟知、精通している必要があること。</p> <p>② E T C 設備の製造、設置、改造工事の経験、技術を有し安全・確実な施行が行えること。</p> <p>③ 施工後に障害が発生した際に責任を持って対応が行えること。</p> <p>以上の要件を満足する業者に施工させることが必要である。</p> <p>上記業者は、現 E T C 設備の製造、設置、改造工事を実施し、十分な専門知識を有しており、施工に必要な要件を満たしている本工事を施行できる唯一の業者である。</p> <p>よって、契約規程第 4 条第 1 項第 1 号及び契約事務細則第 3 6 条第 1 項第 4 号の規定に基づき随意契約とする。</p> |
|--|---|